解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年七月十日に定款で定めた解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年八月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月十四日

神奈川県厚木市水引二丁目六番三二号

医療法人社団三期会

清算人　宮内　繁子

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十九年六月十九日兵庫県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年八月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月十四日

兵庫県南あわじ市倭文長田一〇九八番地

長田土地改良区

清算人代表　山平　睦

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年七月二十四日松江市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年八月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月十四日

島根県松江市殿町三三番地

南殿町地区市街地再開発組合

代表清算人　中村　倹三

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十八年十月二十七日大分県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年八月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出られたく、土地改良法（昭和二十四年法律第一九五号）第六十九条の二第一項の規定により公告します。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月十四日

大分県豊後高田市荒尾三〇二―三番地

清算法人都甲川土地改良区

清算人代表　立花　俊哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市若林区荒町一三三番地、最後の住所宮城県仙台市青葉区南吉成七丁目一四番地の一養護老人ホーム吉成苑

被相続人　亡　中村　よし

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月十四日

仙台市青葉区片平一丁目二―三八チサンマンション青葉通り四〇三号増田法律事務所

相続財産管理人　増田　祥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市青葉区立町二四番、最後の住所仙台市青葉区立町二四番二三―七〇二号

被相続人　亡　寺嶋　清六

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月十四日

仙台市青葉区片平一丁目五番二〇号

Ｅｖｅｒ―Ｉ片平丁ビル六階

相続財産管理人　弁護士　大泉　力也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県常陸國新治郡石岡町一〇八七番屋敷、最後の住所茨城県石岡市大字石岡一〇八七番地

被相続人　亡　金子　千吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月十四日

茨城県土浦市文京町一番九号吉原ビル二階

天野・竹若法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石山ありさ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県入間市高倉三丁目二番、最後の住所埼玉県入間市高倉三丁目二番八号

被相続人　亡　田代　俊紀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月十四日

埼玉県入間郡三芳町みよし台九―二杼木ビル二階

相続財産管理人　弁護士　長竹　直也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県本庄市児玉町児玉二六六番地、最後の住所埼玉県さいたま市浦和区本太一丁目五番一三―五〇四号

被相続人　亡　柴崎　磐

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月十四日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目三番一八号関本ビル四階荒木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　荒木　直人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県白河市豊年九五番地一、最後の住所千葉県市原市五井二二〇一番地一上前原コーポ一〇二

被相続人　亡　早坂　正人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月十四日

事務所千葉市中央区本千葉町一―一　日土地千葉中央ビル五階　コンパサーレ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上田　優子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県福井市二の宮五丁目一六番、最後の住所福井県福井市二の宮五丁目一六番二四号

被相続人　亡　山本　和男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月十四日

福井県福井市手寄一丁目二〇―一手寄久我ビル四階弁護士法人福井スカイ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　伊賀　弘

第63期決算公告　平成29年6月15日

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

泉レストラン株式会社

代表取締役　勝村雄太郎

貸借対照表の要旨（平成29年3月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,000
	固定資産	2,805
	合計	3,805
負債及び純資産の部	流動負債	2,155
	固定負債	93
	株主資本	1,558
	資本金	20
	利益剰余金	1,538
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	1,536
	（うち当期純利益）	（209）
	合計	3,805

第5期決算公告

平成29年8月14日

東京都江東区亀戸一丁目39番5号

サンウエストホーム株式会社

代表取締役　西野入　茂

貸借対照表の要旨（平成29年4月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,300,317
	固定資産	649,225
	繰延資産	1,843
	資産合計	4,951,385
負債及び純資産の部	流動負債	3,649,691
	固定負債	519,113
	株主資本	782,581
	資本金	98,000
	利益剰余金	684,581
	その他利益剰余金	684,581
	（うち当期純利益）	（55,164）
	負債・純資産合計	4,951,385

第54期決算公告

平成29年8月14日

埼玉県さいたま市浦和区岸町4丁目3番1号

株式会社ビルメン

代表取締役社長　坂本　満

貸借対照表の要旨（平成29年3月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	572
	固定資産	1,613
	合計	2,185
負債及び純資産の部	流動負債	388
	固定負債	607
	株主資本	1,190
	資本金	30
	利益剰余金	1,160
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	1,152
	（うち当期純損失）	（2）
	合計	2,185